



盛岡市プレスリリース

～ひと・まち・未来が輝き 世界につながるまち盛岡～

令和5年1月4日

盛岡市
選挙管理委員会事務局

市政記者クラブ加盟社 各位

<政党等に対して通知文書を发出> 政治活動用ポスター等の適正な掲示を促します



令和5年8月27日に盛岡市議会議員、令和5年9月1日に盛岡市長、令和5年9月10日に岩手県知事及び岩手県議会議員がそれぞれ任期満了を迎えます。

盛岡市選挙管理委員会(委員長・小野寺正孝)は、政治活動のために使用されるポスター等の適正な掲示を促すため、各政党及び公職の候補者等とその後援団体に対して、適正な掲示を促す通知文書を令和4年12月27日付けで发出しました。

公職選挙法で立候補予定者や後援団体の政治活動用ポスターの掲示や政治活動のために使用する事務所用の看板の掲示について規制されているほか、盛岡市では盛岡市屋外広告物条例により屋外広告物に対する規制が設けられています。

法令等に違反する事案に対しては、市都市整備部や警察等の関係機関とも連携して適正な掲示の指導を続けてまいります。

1 公職選挙法における規制について

次のようなものは法で規制されています。

(1) 立候補予定者個人の政治活動用ポスター

ポスターの裏側に板等を貼りつけて掲示しているもの(公職の候補者等個人の政治活動用ポスターを掲示するためにベニヤ板、プラスチック板その他これらに類するものを用いることができません。)



(2) 政治活動のために使用する事務所用の看板

ア 道路沿いの空き地、駐車場又は事務所の実態がない場所に設置しているもの(事務所、後援会事務所用の看板は、その建物の自家用広告物としてあらかじめ選挙管理委員会に届出した場所にある事務所に設置するものです。事務所の実態がない場所に設置することはできません。また、設置する事務所の場所が変わった場合には異動届が必要となります。)

イ 選挙管理委員会から交付された有効な証票を貼付せずに設置しているもの(証票が貼付されていないもの、有効期限が切れた証票のみが貼付されているもの)

※公職の候補者等またはその後援団体が政治活動のために使用する事務所(政治活動用事務所)に立札及び看板の類を掲示する場合は下表の区分で選挙管理委員会が交付する証票を表示しなければなりません。

| 公職の区分 | 証票を交付する選挙管理委員会 |
|-----------------------------------|----------------|
| 盛岡市長、盛岡市議会議員の候補者等またはその後援団体 | 盛岡市選挙管理委員会 |
| 岩手県知事、岩手県議会議員の候補者等またはその後援団体 | 岩手県選挙管理委員会 |
| 衆議院議員、参議院議員(岩手県選出)の候補者等またはその後援団体 | 岩手県選挙管理委員会 |
| 衆議院議員、参議院議員(比例代表選出)の候補者等またはその後援団体 | 中央選挙管理会 |



2 屋外広告物条例における規制について

次のようなものは条例で規制されています。

- (1) 許可が必要な区域・サイズにもかかわらず、市長の許可を受けずに政治活動用のポスターを掲示しているもの
- (2) 同一内容のポスターの場合で、並べて掲示しているもの(相互間距離をとらなければなりません。)
- (3) ポスターの表示面積が2㎡を超えているもの
- (4) 市長の許可を受けずに、政治活動用ポスターを貼りつけたプラカード型の建植広告物を設置しているもの
- (5) 市長の許可を受けずに、政治活動用ポスター等を貼りつけるための政党等の掲示板を設置しているもの
- (6) 屋外広告物条例に定める禁止物件(街路樹、道路上の柵、電柱、街灯柱等)に掲示しているもの

3 その他

- (1) 政治活動用ポスターであっても、記載内容や掲示の態様等によっては、直接投票依頼の文言がなくても、選挙運動の事前運動とみなされるおそれがあります。
- (2) 立候補予定者個人の政治活動用ポスターは、立候補予定の公職の任期満了日の6か月前から立候補予定者の氏名及び氏名類推事項が表示されたものを掲示することができません。

| 公職の区分 | 任期満了日 |
|---------------|-----------|
| 盛岡市長 | 令和5年9月1日 |
| 盛岡市議会議員 | 令和5年8月27日 |
| 岩手県知事・岩手県議会議員 | 令和5年9月10日 |

- (3) 屋外広告物にあたる貼り紙、広告板などの設置・表示には、盛岡市屋外広告物条例に基づく市長の許可が必要な場合があります。屋外広告物に関する規制等については、添付する資料や市のホームページを確認するとともに、許可申請については盛岡市都市整備部景観政策課屋外広告係(電話 019-601-5078/都南分庁舎2階)へお問い合わせください。

<https://www.city.morioka.iwate.jp/shisei/toshiseibi/okugaikokokubutsu/1010244.html> (盛岡市公式ホームページ 広報ID 1010244)

【問い合わせ先】 盛岡市選挙管理委員会事務局 選挙係長 木村 学 019-626-7582(直通)